

平成 26 年 7 月 4 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

「宮城県公募公債第 10 回 1 号（5 年）」の募集について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、「宮城県公募公債」の募集を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行では、今回発行される「宮城県公募公債第 10 回 1 号（5 年）」に取扱金融機関として協力するとともに、発行総額 100 億円のうち、230 百万円を引受・募集いたします。

記

1. 「宮城県公募公債第 10 回 1 号（5 年）」の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 正式名称 | 「宮城県公募公債第 10 回 1 号（5 年）」 |
| (2) 発 行 者 | 宮城県 |
| (3) 発行総額 | 100 億円 |
| (4) 募集期間 | 平成 26 年 7 月 9 日（水）正午～平成 26 年 7 月 24 日（木） |
| (5) 発 行 日 | 平成 26 年 7 月 30 日（水） |
| (6) 発行条件 | |
| ① 利 率 | } 平成 26 年 7 月 9 日（水）に決定する予定
※条件決定後、当行ホームページ内にてお知らせします。 |
| ② 発行価格 | |
| ③ 利 回 り | |
| ④ 償還方法 | 5 年満期一括償還（償還価格は額面 100 円につき 100 円） |
| ⑤ 償 還 日 | 平成 31 年 7 月 30 日（火） |
| ⑥ 利 払 日 | 年 2 回（毎年 1 月、7 月の各 30 日、銀行休業日の場合はその前営業日） |
| ⑦ 購入限度額 | 特に制限はありません。（購入単位は 1 万円以上 1 万円単位） |
| (7) 募集対象 | 個人および法人 |

2. 当行での募集内容等

- (1) 募集額 230 百万円
- (2) 募集取扱店 全営業店
- (3) 募集方法 平成 26 年 7 月 9 日（水）正午から先着順に募集を開始し、募集額が 230 百万円に達した時点で募集を終了させていただきます。

以 上

※本債券の購入をご検討いただく場合は、別紙『「宮城県公募公債第 10 回 1 号（5 年）」のリスク等について』をよくお読みください。

本件に関する問合せ先 推進部窓販営業課 担当 成嶋・佐藤 電話番号 022-225-8955

【別紙】

「宮城県公募公債第 10 回 1 号（5 年）」のリスク等について

本債券の購入をご検討いただく場合は、以下のリスク等に関する内容を十分にご確認のうえ、当行所定の契約締結前交付書面「円貨建て債券の契約締結前交付書面」をよくお読みください。

《円貨建て債券のお取引に関する注意事項》

手数料など諸費用について

- ・円貨建て債券を募集・売出し等により、または当行との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります。

- ・円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。一般的に金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

有価証券の発行者または元利金の支払の保証者の業務、または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。

- ・円貨建て債券の発行者や円貨建て債券の元利金の支払を保証している者の信用状況の悪化等により元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

本商品は、クーリング・オフの対象にはなりません。

- ・円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

商号等：株式会社 仙台銀行

登録金融機関 東北財務局長（登金）第 16 号

加入協会：日本証券業協会